

八頭町立郡家東小学校ホームページ管理・運用規定

規定施行日 平成19年10月5日

1 目的

- ・本校児童の学習活動及び教育活動を公開し、地域の方々や広く一般に知らせることで、保護者の理解と協力を得る。
- ・研修にかかわる内容や子どもたちの学習成果や活動を公開し、様々な方々からの意見や助言を仰ぐ。
- ・各教科や特別活動、総合的な学習の時間等において、学習に関連する情報の検索及び収集を行う。
- ・児童が、学習の成果をホームページにまとめ、発信することができる。
- ・教職員は、ホームページを利用して、学校にかかわる情報を発信することができる。
- ・教職員は、教育活動にかかわる研修・研究に利用することができる。

2 ホームページの管理・運営

- ・運用管理者は、学校長とし、ホームページに掲載されたすべての情報について責任を負う。運用管理者は職務を補助するため、ホームページ作成委員会を置くことができる。

3 個人に関する情報の保護

・個人に関する情報（特定の個人が識別され、又は識別され得るもの）を当ホームページに掲載公開する場合には、教育活用の目的を達成するために必要不可欠であると学校長が認める場合、また、本人の同意（取扱う内容によっては保護者の同意）がある場合とする。また、不利益を被ることがないように、必要な対策を講じる。

・管理責任者、管理補助者は、保護者や地域住民に対して、学校だより等をとおして、個人情報保護について説明する。

①教育活用の目的を達成するために必要不可欠であると学校長が認める場合は、以下の情報を取り扱うことができるものとする。

- ・氏名、年齢等児童及び関係者の作品等
- ・児童及び関係者の個人写真（個人が特定できないよう配慮）
- ・児童特技、表彰関係

②いかなる場合も以下の情報は取り扱うことができない。

- ・児童及び関係者の住所、電話番号、生年月日、家庭の状況、成績等

4 公開情報の修正、削除

ホームページ上に既公開されている情報について、関係者から修正・削除要求が出された場合、それについて運用管理者は、要求の部分を修正・削除できるものとする。

5 ホームページ作成公開の際に厳守すべき事項

- ・児童及び保護者や職員など個人の人権を侵したり、著作権を侵害したり、その他法律に触れたりすることのないようにする。
- ・ホームページには、本校の公的名称を利用し、管理責任者名を明示する。
- ・ホームページには、本運用規定を掲載し、情報発信がこれらの規定に基づいたものであることを明記する。
- ・ホームページに掲載した内容について、本人、保護者、関係者等から内容の訂正又は削除

の要請、著作権侵害の指摘等を受けた場合は、管理責任者の指示により速やかに対応する。

6 児童への指導の配慮

- ・教職員は、人権尊重、個人情報保護、著作権等に配慮し、インターネットにおける基本的モラルに留意するとともに、児童の情報モラルの育成を図る。
- ・教職員は、インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱い等の指導を徹底する。

7 その他

- ・発信する内容について、言語、表現方法、内容等、人権に関わる表現に考慮しなければならない。
- ・非合法的な情報や公序良俗に反する情報等の送受信をしてはならない。
- ・教育ネットワークに接続したパソコン等の機器、公共のネットワーク、あるいはインターネット等に支障を与えるもの、または支障を与える恐れがある行為をしてはならない。
- ・インターネットを通して商用その他営利活動をしてはならない。
- ・個人・団体を誹謗中傷する内容の情報を送受信してはならない。
- ・有害なコンピュータプログラム等を送受信してはならない。
- ・法令に違反するもの、または違反する恐れがある行為をしてはならない。
- ・上記に定めるもののほかは、別途、管理責任者が定める。